

工 事 請 負 契 約 書

1 工事番号・名称 第 号
工事

2 工 事 の 場 所
着 工 令和 年 月 日

3 工 期
完 成 令和 年 月 日

4 工事を施工しない日
特記仕様書のとおり
工事を施工しない時間帯

5 工事請負代金の額 金 円 也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円 也

6 契 約 保 証 金

7 特 記 事 項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

特 約 条 項

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要しない。
ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

（書面契約による場合）

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

（電子契約による場合）

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その

電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者	住所	福島県郡山市麓山一丁目1番1号
	氏名	福島県
		福島県県中建設事務所長（ 氏名 ） 印

受注者	住所	
	氏名	
		印